

令和 2 年度 文化芸術活動の継続支援事業

事前確認条件提示

○当協会においては、下記のような手段で推薦を行います。

- ・協会事務局において、当協会所属で当該事業の申請条件を明確に満たす者であると判断できる場合、若しくは当協会所属の団体・個人から、当該事業の申請条件を満たす者であると推薦がある場合に事前確認証を発行します。
- ・上記以外の申請者は以下について確認します。

- ① 当協会の定款 第 3 章 第 6 条に該当し、御本人が専門性を有した芸術活動を行っている者であるかを確認
- ② 直近の過去 3 年間（2017 年度以降）において複数回、不特定多数が集まる事業に携わったことがある資料の提出
- ③ 今後の活動継続意図について御本人への確認
- ④ 文化芸術活動において事業収入を得ていることについて確認するとともに、前年度（無い場合は過去 3 年間以内）の確定申告書の提出もしくは持続化給付金の受給証明（銀行振り込み）の提出

上記事項を事務局で確認し決定した上で本人に伝達することとします。

事前確認チェックリスト

氏名（ ） 芸名（ ） 生年月日（ ）

所属団体（ ） 連絡先（ ） e-mail（ ）

直近の過去 3 年間（2017 年度以降）において複数回、不特定多数が集まる事業に携わったことがあること

現在、当該分野で業務ができる能力があること

コロナ以降も継続して舞台芸術活動に携わる意思があるものであること

舞台、映画活動による収入があります。（常時雇用による収入を除く）

※必要に応じて関係書類を確認し、事実関係の詳細を聴取します。

※事前確認依頼書については、事務局までお問い合わせください。